

議案第9号

養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について

養父市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市税条例等の一部を改正する条例

(養父市税条例の一部改正)

第1条 養父市税条例(平成16年養父市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(養父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 養父市税条例等の一部を改正する条例(平成28年養父市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(養父市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、養父市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「()」、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条を81条の9とし、同条の前に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条の改正規定並びに第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 養父市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規

定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9とし、同条の前に次の8条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなし

て、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円」

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」を

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

A 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

B 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」に改め、

同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 5,900円 」を

「(ア)農耕作業用のもの 年額 1,600円

(イ)その他のもの 年額 5,900円」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び

第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「で年齢18歳未満のもの」及び「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)」並びに同条例第43条を「、第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2

号を次のように改める。

(2) 第1条中市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定

平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中養父市税条例等の一部を改正する条例（平成27年養父市条例第30号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中市税条例第34条の7の

改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

議案第9号 養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市税条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人若しくは市内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する<u>仮認定特定非営利活動法人</u>に対する寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額、以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人若しくは市内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する<u>特例認定特定非営利活動法人</u>に対する寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額、以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用</p>

現 行	改 正 案
した場合の所得割の額から控除する。 2・3 (略)	した場合の所得割の額から控除する。 2・3 (略)

第2条 養父市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（養父市税条例の一部改正）</u></p> <p>第1条 養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p><u>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p>第19条中「<u>」</u>、第53条の7、第67条」の次に「<u>、第81条の6第1項</u>」を加え、「及び第2号」を「<u>、第2号及び第5号</u>」に、「当該各号」を「<u>第1号から第4号まで</u>」に改め、「掲げる期間」の次に「<u>並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>」を加え、同条第2号中「<u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>」を削り、「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改め、同条第3号中「<u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>」を削り、「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改め、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p><u>第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。</u></p> <p>第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「<u>に</u>」に、「次項」を「<u>以下この条</u>」に、「総称する」を「<u>いう</u>」に改め、同条第</p>	<p><u>（養父市税条例の一部改正）</u></p> <p>第1条 養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>第19条中「及び第2号」を「<u>、第2号及び第5号</u>」に、「当該各号」を「<u>第1号から第4号まで</u>」に改め、「掲げる期間」の次に「<u>並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>」を加え、同条第2号中「<u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>」を削り、同条第3号中「<u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>」を削り、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「<u>に</u>」に、「次項」を「<u>以下この条</u>」に、「総称する」を「<u>いう</u>」に改め、同条第</p>

現 行	改 正 案
<p>2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 第 40 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>第 48 条第 3 項及び第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。</p> <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下こ</p>	<p>2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 第 40 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>第 48 条第 3 項及び第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。</p> <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下こ</p>

現 行	改 正 案
<p>の項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとす</p>	<p>の項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとす</p>

現 行	改 正 案
<p>る。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。</p> <p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過す</p>	<p>る。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。</p> <p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過す</p>

現 行	改 正 案
<p>る日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間 第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項 第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の 養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。 第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。 第80条第1項及び第2項を次のように改める。 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取 得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に 種別割によって課する。</u> 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規 定する者を含まないものとする。 第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自 動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にか かわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。 第80条の2を削る。 第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9と し、同条の前に次の8条を加える。 <u>(軽自動車税のみならず課税)</u> 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留 保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項 に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の 軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動 車税を課する。 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変</p>	<p>る日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間 第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項 第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の 養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。 第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の税率）</u></p> <p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p>	

現 行	改 正 案
<p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u></p>	

現 行	改 正 案
<p>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</p> <p style="padding-left: 2em;">3輪のもの 年額 3,900円</p> <p style="padding-left: 2em;">4輪以上のもの</p> <p style="padding-left: 4em;">乗用のもの</p> <p style="padding-left: 6em;">営業用 年額 6,900円</p> <p style="padding-left: 6em;">自家用 年額 10,800円</p> <p style="padding-left: 4em;">貨物用のもの</p> <p style="padding-left: 6em;">営業用 年額 3,800円</p> <p style="padding-left: 6em;">自家用 年額 5,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」を</p> <p>「(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">a 乗用のもの</p> <p style="padding-left: 4em;">営業用 年額 6,900円</p> <p style="padding-left: 4em;">自家用 年額 10,800円</p>	

現 行	改 正 案
<p>b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円」 (エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」に改め、 同号イ中 「農耕作業用のもの 年額 1,600円 その他のもの 年額 5,900円」を 「(7) 農耕作業用のもの 年額 1,600円 (イ) その他のもの 年額 5,900円」に改める。 第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を 「種別割」に改める。 第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自 動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第 33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同 条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様 式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33 号の4の2様式」に、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改 める。 第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80 条第2項」を「第81条第1項」に改める。 第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自 動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。 第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げ</p>	

現 行	改 正 案
<p>る軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「で年齢18歳未満のもの」及び「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>附則第6条を次のように改める。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第7項を同条第12項とし、同項中「市町村の」を削り、同条第6項を同条第11項とする。</p> <p>附則第10条の2中第5項を第10項とし、同項の前に次の5項を加える。</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>附則第6条を次のように改める。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第7項を同条第12項とし、同項中「市町村の」を削り、同条第6項を同条第11項とする。</p> <p>附則第10条の2中第5項を第10項とし、同項の前に次の5項を加える。</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。</p> <p><u>附則第15条の次に次の5条を加える。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行</u></p>	<p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。</p>

現 行

次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動

改 正 案

年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

現 行			改 正 案		
<p>車税」の次に「種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p>					
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円			
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円			
	10,800円	8,100円			
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円			
	5,000円	3,800円			
			<p>第1条の2 養父市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。</p> <p>第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。</p> <p>第80条第1項及び第2項を次のように改める。</p> <p>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</p>		

現 行	改 正 案
	<p><u>第80条の2を削る。</u></p> <p><u>第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9とし、同条の前に次の8条を加える。</u></p> <p><u>(軽自動車税のみならず課税)</u></p> <p><u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車輛番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u> <u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、<u>施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p>第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第81条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>第82条の見出し中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別割</u>」に改め、同条中「<u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し</u>」を「<u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は</u>」に改め、同条第2号ア中</p> <p><u>「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</u></p> <p><u>3輪のもの 年額 3,900円</u></p> <p><u>4輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p><u>営業用 年額 6,900円</u></p> <p><u>自家用 年額 10,800円</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」を</p> <p>「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>a 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>b 貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」に改め、</p> <p>同号イ中</p> <p>「農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>その他のもの 年額 5,900円」を</p> <p>「(ア) 農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円」に改める。</p> <p>第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、</p>

現 行	改 正 案
	<p>同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</p> <p>第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</p> <p>第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「で年齢18歳未満のもの」及び「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>

現 行

改 正 案

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左

現 行	改 正 案													
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中養父市税条例(以下「市税条例」という。)第19条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例(平成27年養父市条例第30号)附則第6条第7項の改正規定(「、新条例」を「、市税条例」に「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日</p> <p>(2) 第1条中市税条例第18条の3の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項</p>	<p><u>欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 284 2013 539"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附則第16条第2項から第4項までを削る。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中養父市税条例(以下「市税条例」という。)第19条、<u>第43条</u>、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例(平成27年養父市条例第30号)附則第6条第7項の改正規定(「、新条例」を「、市税条例」に「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び<u>第3項</u>の規定 平成29年1月1日</p> <p>(2) 第1条中市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日</p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円												
	10,800円	12,900円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円												
	5,000円	6,000円												

現 行	改 正 案
<p><u>の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条例81条の9の前に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例（平成27年養父市条例第30号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中養父市税条例等の一部を改正する条例（平成27年養父市条例第30号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日</u></p> <p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>第3条 (略)</p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>第4条 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第2号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成29年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成28年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p><u>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</u></p> <p>第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第4号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>